

平成27年第4回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成27年12月11日午前10時00分、第4回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	大澤由香里君	第2番	澤本 幹男君	第3番	清水 明君
第4番	小峰 陽一君	第5番	石田 芳英君	第6番	宮野 亨君
第7番	高橋 邦男君	第8番	原島 幸次君	第9番	村木 征一君
第10番	師岡 伸公君	第11番	酒井 正利君	第12番	須崎 眞君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 徳王 龍介君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	栃元 誠君	企画財政課長	若菜 伸一君
企画財政課主幹	天野 成浩君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	宮田 昭治君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	原島 滋隆君	地域整備課長	須崎 政博君
教 育 課 長	守屋 吉彦君	会 計 管 理 者	原島 政行君
病 院 事 務 長	河村 光春君		

平成27年第4回奥多摩町議会定例会議事日程[第1号]

平成27年12月11日(金)

午前10時00分開会・開議

会 期 平成27年12月11日～12月18日(8日間)

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	---	議長定例町議会開会・開議宣告	---
2	---	会議録署名議員の指名 3番 清水 明 議員 4番 小峰 陽一 議員	
3	---	会期の決定について	決 定
4	---	議会関係諸報告	---
5	---	町長あいさつ	---
6	議案第82号	奥多摩町過疎地域自立促進計画(平成28年度から平成32年度)の策定について	原案可決
7	議案第83号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例	原案可決
8	議案第84号	奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例	原案可決
9	議案第85号	奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決
10	議案第86号	奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例	原案可決
11	議案第87号	奥多摩町農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止する条例	原案可決
12	議案第88号	訴えの提起について	原案可決
13	議案第89号	小丹波地内若者住宅建設工事請負契約の変更について	原案可決
14	議案第90号	名坂線林道開設工事請負契約の変更について	原案可決
15	議案第91号	女夫橋補修工事請負契約の変更について	原案可決

16	議案第 92 号	奥多摩町監査委員の選任の同意を求めることについて	選任同意
----	----------	--------------------------	------

(午後 1 時 23 分 散会)

午前 10 時 00 分 開会・開議

○議長（須崎 眞君） これより、平成 27 年第 4 回奥多摩町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件につきましては、会議規則第 122 条の規定により、議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員に、

3 番 清水 明議員、

4 番 小峰 陽一議員、

を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては、去る 12 月 8 日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、宮野亨議員よりご報告願います。

宮野亨議員。

〔議会運営委員長 宮野 亨君 登壇〕

○議会運営委員長（宮野 亨君） 平成 27 年第 4 回奥多摩町議会定例会の運営について、去る 12 月 8 日、議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告します。

初めに、本定例会の会期であります。本日 12 月 11 日から 12 月 18 日までの 8 日間とすることに決定しました。

次に、会期中の諸日程であります。配付してあります会議予定表をごらんください。

上程された議案は、町長提出議案 16 件であります。本日 11 日及び 15 日の 2 日間で審議いたします。

次に、12 月 18 日は本会議 3 日目、本定例会の最終日ではありますが、一般質問を行い、閉会する予定です。

通告者は 9 名で、通告順に行いますが、簡潔な質問、応答をされるようご協力お願いいたします。

次に、議案の取り扱いについて申し上げます。配付してあります提出案件及び上程別、採決別一覧表をごらんください。

初めに、議案第 82 号 奥多摩町過疎地域自立促進計画の策定については、単独上程の即決と決定しております。

次に、議案第 83 号の新設条例、次の議案第 84 号から議案第 86 号までの一部改正条例、

次の議案第 87 号の廃止条例につきましては、それぞれ単独上程の即決と決定しております。

次に、議案第 88 号の訴えの提起につきましては、単独上程の即決と決定しております。

次に、議案第 89 号から議案第 91 号までの契約案件の 3 議案につきましては、それぞれ単独上程の即決と決定しております。

次に、議案第 92 号 奥多摩町監査委員の選任の同意を求めることについては、対象議員を除く議員により無記名投票による採決と決定しております。

本日の審議は、この議案第 92 号の審議をもって終了し、残る議案審議につきましては、本会議 2 日目の 12 月 15 日に行うことに決定しております。

本会議 2 日目は補正予算の審議を行います。

議案第 93 号から議案第 97 号までの平成 27 年度の一般会計を初めとする補正予算の 5 議案については、一括上程とし、採決はそれぞれ即決と決定しております。

また、本定例会に対しての請願書及び陳情書につきましては、提出がありませんでしたので、各常任委員会を開催されません。

以上が、本定例会の会期日程と議案の取り扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。本定例会の運営が効率的かつ円滑に進行しますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げます、議会運営委員会委員長の報告といたします。

○議長（須崎 眞君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 12 月 18 日までの 8 日間とし、議案の上程別及び採決別についてもあわせて委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から 12 月 18 日までの 8 日間とすることに決定しました。

なお、本定例会の会議日程につきましては、配付してあります会議予定表のとおり進めたいと思います。ご協力よろしく申し上げます。

また、本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

次に、日程第 4 議会関係諸報告であります。議会関係の諸報告及び監査委員の例月出納検査報告については、お手元に配付のとおりであります。

次に、閉会中に秋川流域斎場組合議会及び西秋川衛生組合議会が開かれておりますので、その概要をまず秋川流域斎場組合議会議員、高橋邦男議員よりご報告願います。

高橋邦男議員。

〔7番 高橋 邦男君 登壇〕

○7番（高橋 邦男君） では、平成27年第2回秋川流域斎場組合議会定例会の報告をいたします。

去る10月20日午前10時から、秋川流域斎場組合会議室で定例会が開かれました。町からは町長、酒井正利議員、私高橋と宮田住民課長が出席しました。

組合議長が失職のため檜原村、山口和彦副議長が登壇し、初めに、あきる野市市議、村木氏が辞職し、1名欠員で、議会を開催する発言の後、副管理者の澤井敏和あきる野市長から就任の挨拶があり、その後日の出町議会の改選により、青鹿和男議員、濱中映慈議員と村木満議員、3名の紹介がありました。

その後、組合議会議長の選挙では、副議長から青鹿和男議員が推薦され、全議員賛成により、議長が決定しました。

議長就任の挨拶の後、議席の指定では、現在の議席のとおりと説明があり、会期の決定では、1日限りと決定し、諸般の報告では、管理者から議会開催の御礼とあきる野市議選で澤井敏和市長が就任したほか、日の出町議選で3名の議員が就任した報告がありました。

施設の稼働状況は、日の出斎場が順調に稼働していることのほか、平成27年4月からこの9月までの火葬状況は、あきる野市334件、日の出町125件、檜原村24件、奥多摩町72件、組合外50件、合計605件で、平成26年度と比較して、42件の減となり、式場の利用状況は、あきる野市108件、日の出町58件、檜原村3件、奥多摩町18件、組合外16件の合計203件と、平成26年度と比較して、15件増加していることのほか、火葬場及び式場の屋上の改修工事を行っているとの報告があり、今後も組合皆様の安全・安心の施設運営を第一に考え、対応していくとの挨拶がありました。

次に、平成26年度秋川流域斎場組合会計歳入歳出決算の認定について、歳入では2億9,403万円で、歳出では2億7,964万円で、差し引き残金1,438万円は次年度に繰り越すとの説明の後、質疑、討論もなく採決した結果、原案のとおり承認されました。

次に、平成27年度秋川流域斎場組合組織市町村の負担金の変更については、奥多摩町は7,000円の減額であり、説明の後、質疑、討論もなく採決した結果、原案のとおり可決されました。

次に、平成27年度秋川流域斎場組合会計補正予算第1号は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,238万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億958万9,000円とすることと、詳細の説明の後、質疑、討論もなく採決した結果、原案のとおり可決されました。

以上で、平成 27 年秋川流域斎場組合議会第 2 回定例会の報告を終了します。

○議長（須崎 眞君） 以上で、秋川流域斎場組合議会定例会の報告は終わりました。

次に、西秋川衛生組合議会議員、原島幸次議員より、ご報告願います。

原島幸次議員。

〔8 番 原島 幸次君 登壇〕

○8 番（原島 幸次君） 平成 27 年第 2 回西秋川衛生組合議会定例会及び全員協議会の報告をいたします。

去る 11 月 6 日午後 2 時から、西秋川衛生組合会議室で開かれ、町からは町長、杉村議員、須崎議員と私原島と宮田住民課長が出席いたしました。

初めに、議席の指定では、日の出町議選により、折田眞知子議員。嘉倉治議員、清水浩議員の紹介と、議席の指定の報告があり、会議録署名議員では、杉村良一議員と私、原島幸次が指名され、会期の決定では、1 日限りと決定しました。

次に、諸般の報告では、管理者から議会出席の御礼と 10 月 15 日より、あきる野市長が管理者を務めることの報告、及びごみ処理施設の順調な稼働と 12 月末にはリサイクルセンターが完成し、1 月から資源物の受け入れが始まることのほか、(仮称)西秋川衛生組合汚泥再処理センター整備事業で、平成 28 年度の工事に入る準備を進めている。また、平成 26 年度決算の認定ほか、3 件を上程しているとの報告がありました。

次に、副議長の選挙では、議長の指名推選と決定し、須崎眞議員が議長から指名され、当選による副議長就任の挨拶の後、一般質問では、あきる野市、山根トミ江議員から、リサイクルセンター設備の進捗状況と今後の見直しについて、ガス化溶融炉施設のトラブルの有無と、ごみ減量についてあり、管理者から、リサイクルセンターは順調に工事が進み、平成 28 年 1 月から資源物の搬入が予定されている。また、焼却炉のトラブルもなく、年間 2 万 6,000 トンのスラグと金属くずがあり、リサイクルされているとの答弁がありました。

次に、平成 26 年度西秋川衛生組合会計歳入歳出決算の認定については、不用額の内容についての質問以外、質疑もなく、賛成多数により可決しました。

次に、平成 26 年度秋川衛生組合会計歳入歳出決算の認定について及び平成 27 年度西秋川衛生組合構成市町村負担金の変更については、質疑もなく、それぞれ全員賛成により可決いたしました。

次に、平成 27 年度西秋川衛生組合会計補正予算第 2 号では、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,855 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 19 億 8,911 万 3,000 円とする説明の後、質疑、討論もなく採決した結果、原案のとおり可決いたしま

した。

次に、議会終了後、全員協議会が開催され、(仮称)西秋川衛生組合汚泥再処理センター整備事業進捗状況についての説明の後、質疑では、何業者が予定されているのか、現施設を稼働しながら工事ができるのか、近隣家屋に影響はあるのか、残地の利用方法は、などの質問があり、それぞれについて説明がありました。

以上で、平成27年第2回西秋川衛生組合議会定例会及び全員協議会の報告を終わります。

○議長(須崎 眞君) 以上で、西秋川衛生組合議会定例会の報告は終わりました。

次に、本定例会の開会に当たり、町長より挨拶があります。

河村町長。

[町長 河村 文夫君 登壇]

○町長(河村 文夫君) おはようございます。11月15日に執行されました奥多摩町議会議員選挙により、住民の負託を得て当選されました12名の議員の皆様には、選挙後初めての定例会となります。

また、12月1日に開催いたしました平成27年奥多摩町議会第1回臨時会において、正副議長、各常任委員会正副委員長等を初め、議会運営に携わる役職が決定されました。

このことにより、二元代表制の議会の体制が整い、本日より地方自治法及び奥多摩町条例に基づき、平成27年第4回奥多摩町議会定例会を招集させていただきました。

開会に当たり、町政をめぐる諸課題についての所見や報告を申し上げるとともに、今回の定例会に提案をいたします案件について申し述べます。

初めに、先月おきましたフランスの同時テロでは、市中心部の劇場やレストラン、郊外のスタジアムなどが武装グループの襲撃を受け、多くの方が死亡、負傷したと伝えられ、世界中に激震が走りました。このような無差別テロにより、被害を受けた皆様にお悔やみを申し上げますと同時に、一般市民を巻き込んだ卑劣なテロ行為が今後起きないように、真に願うものであります。

さて、この遠いフランスの地で起きた同時テロが、私たちの生活にも大きく影響を与えているところであります。この12月22日から29日までの8日間、奥多摩町海外音楽交流派遣事業として、オーストリア、ウィーン音楽祭に中学生が13名、高校生5名、計18名を派遣するところでしたが、国際情勢などを熟慮した結果、子どもたちの安全を第一に考え、中止を決定いたしました。

この事業は、本場の音楽を通じた国際交流と、国際人の育成、日本文化への再認識、自己の成長発展に役立て、国際的視野を持って活動できる若者の育成の基盤を築くことを目

的に実施しているものであります。このような形での中止は、非常に残念に思うと同時に、欧州諸国が、一日も早く安全で、安心な町に戻り、誰もが自由に交流できる環境が戻ることを願うものであります。

次に、国の経済状況ですが、先月の内閣府経済社会総合研究国民経済計算部が報告した、2015年7月から9月期のGDPの成長は、一次速報値において実質0.2%の減、年率0.8%の減、名目0%、年率0.1%の減となりましたが、12月8日の改定値では、実質で、前期比0.3%増、年率換算では1%増と速報値から上方修正をされました。

また、総務省が先月27日に発表した10月の完全失業率、季節調整値は3.1%となり、9月の3.4%から大きく改善し、1995年7月以来、20年3カ月ぶりの低水準となりました。就業者数は、6,432万人。前年同月に比べて、42万人の増加で、11カ月連続の増加となっております。雇用者数は5,704万人。前年同月に比べて、75万人の増加となっております。完全失業者数は208万人と、前年同月に比べ、25万人の減となっております。この結果、完全失業率は3.1%となり、前月から0.3ポイント低下しており、当町にとってもよい傾向にあることを期待いたします。

次に、町制施行60周年記念事業関係でございますが、去る10月2日に開催した第28回日本鍾乳洞サミットin奥多摩には、日原鍾乳洞に、北は岩手県、南は鹿児島県の全国9つの鍾乳洞関係自治体、関係団体の皆さんが一堂に会し、このサミットを開催いたしました。

サミットでは、東京オリンピック・パラリンピックを契機とする鍾乳洞への外国人観光客誘致をテーマに意見交換を行いました。

また、10月10日、11日には、60キロウオークを行い、町内外から258名の方が参加し、町民皆様の温かいご声援を受けて、213名の方が完歩いたしました。

11月3日の文化の日には、奥多摩町功労者表彰式を行い、53名の方を表彰いたしました。今回の表彰式では、自治功労者として、議会の同意をいただいた師岡智氏、小澤春義氏の2氏に自治功労表彰を授与いたしました。また、吉報として、11月3日付の秋の叙勲では、島崎文雄氏が、瑞宝単光章を受章されました。氏は長きにわたり、消防団活動の功績が認められたものであります。授賞された皆様には、心から感謝と敬意を表します。

次に、新町誕生以来、観光立町を標榜している当町は、さらなる観光振興と町民福祉の向上を図るため、地元で宿泊して、ゆったりとした時間を過ごすことで、保養、福祉の向上、健康増進、家族のきずなの強化、郷土愛の醸成を図るとともに、町全体で観光振興を盛り上げるため、拠点施設である、はとのす荘の改築に合わせて、町民特別区宿泊事業を

11月24日から開始し、この事業では、希望する町内の観光宿泊施設に、無料で宿泊することができます。議員皆さんを初め、多くの住民皆様にご活用いただければ、町の活性化の一助となると考えております。

次に、町制施行と同じく本年発足60周年を迎えた奥多摩町消防団は、10月4日、福祉会館において、多くのご来賓のご臨席のもと記念祝賀会を盛大に開催いたしました。祝賀会において、消防庁長官表彰旗、表彰状の披露を初め、東京消防庁、高橋消防総監から、奥多摩町消防団を代表して、勝山消防団長に、発足60周年の記念表彰が授与されました。長きにわたる活動に対し、住民皆さんを代表して感謝を申し上げます。

次に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行により、マイナンバー制度が始まり、通知カードについては、平成27年10月5日時点で、住民票を有する全ての方に対し、11月中に各世帯に配布をいたしました。

マイナンバーは、平成28年1月以降、社会保障、税、災害対策の分野で利用することになります。今後引き続き、普及啓発に努めてまいりますので、議員皆様におかれましても、普及にご協力いただきますようお願いを申し上げます。

次に、今定例会に提案いたします議案等につきまして、申し上げます。

議案第82号 奥多摩町過疎地域自立促進計画（平成28年度から平成32年度）の策定については、過疎地域自立促進特別措置法第6条1項の規定により、議会の議決をいただくものであります。

次に、議案第83号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行を踏まえ、規定を整備するものであります。

次に、議案第84号 奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、規定を整備するものであります。

次に、議案第85号 奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法等の一部を改正する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、規定を整備するものであります。

次に、議案第86号 奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

の施行に伴い、介護保険法施行規則が改正され、届け出等の申請事項に個人番号が追加されたため、規定を整備するものであります。

議案第 87 号 奥多摩町農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止する条例は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員の公選制が廃止されたことから、農業関係の組織を見直すため、この条例を廃止するものであります。

議案第 88 号 訴えの提起については、99 カ年地上権設定地の期間満了に伴う地上権抹消登記について承諾を得られない登記義務者を相手方として、不動産登記法第 63 条の規定に基づき、裁判所の認容の判決による抹消登記を行うために議会の議決をいただくものであります。

次に、議案第 89 号 小丹波地内若者住宅建設工事請負契約の変更について、議案第 90 号 名坂線林道開設工事請負契約の変更について、議案第 91 号 女夫橋補修工事請負契約の変更についての 3 議案につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、その契約についての議会の議決をいただくものであります。

次に、議案第 92 号 奥多摩町監査委員の選任の同意を求めることについては、平成 27 年 11 月 30 日をもって任期満了となった原島幸次監査委員の後任者の選任について同意を求めるものであります。

次に、議案第 93 号から議案第 97 号までにつきましては、現在執行しております平成 27 年度奥多摩町一般会計及び特別会計、企業会計の 5 会計の補正予算でございます。

以上、条例の新設議案が 1 件、一部改正議案が 3 件、廃止議案が 1 件、契約案件 3 件、補正予算案件 5 件、その他議会の議決を得る案件 3 件の計 16 件であります。

具体的な内容につきましては、所管の課長から説明させていただきますが、いずれの議案につきましても、今後の事務事業執行の上で、必要不可欠のものでありますので、ご審議をいただきご決定を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、国においては、去る 11 月 27 日、臨時閣議において、平成 28 年度予算編成の基本方針が決定されました。この平成 28 年度予算編成の基本方針では、基本的考え方として、経済財政再生計画の着実な推進と 1 億総活躍社会の実現と T P P 環太平洋パートナーシップを踏まえた対応を挙げております。これらの取り組みは、いずれも将来の我が国の成長、発展を見据えた重要な政策課題であり、それぞれを着実にかつ整合的に進めていくことが必要であります。また予算編成についての考え方では、1 億総活躍社会の実現、T P P を踏まえた対応、経済財政再生計画、初年度における歳出改革の推進を掲げておりま

す。当町としても、今後国の動向等を注視し、予算編成を進めていく所存であります。

また、今年度スタートいたしました第5期奥多摩町長期総合計画の重点プロジェクトであります、奥多摩創造プロジェクト事業の一環として実施しております町営若者住宅、小丹波第一の応募状況でございますが、平成27年9月15日から10月30日までの期間で募集しましたところ、8戸の募集に対し、29件の問い合わせがあり、13件の申し込みがありました。

従来は、抽選で決定しておりましたが、この町営若者住宅小丹波第一は、当町として初めて抽選ではなく選考により決定する町営住宅としております。今回申し込みがありました全世帯を町が独自に設定しております選考基準により数値化し、数値の上位から決定を行うものであります。また、僅差の場合は、二次審査として聞き取り調査なども行い、決定しているところでございます。

この選考基準の基本的な考え方は、奥多摩町が直面している超少子高齢化を打開するための施策として、町営若者住宅の整備を行っていることから、子どもの人数、子どもの年齢、夫婦の年齢などを考慮し、順位づけをし、一人でも多くの方が奥多摩町に定住することを期待するものであります。

また、この奥多摩町の地で、安全で安心して、かつ快適に子育てができますよう、町独自の15項目の子ども・子育て支援推進事業を活用いただき、入居者全員が将来的には奥多摩町に永住することを期待するものであります。

最後になりますが、少子高齢化、若者定住化、地域振興、財源対策等について町政進展のため町が抱えている実情を十分にご理解いただき、建設的なご議論、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。第4回定例会の開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。これより、議案審議に入ります。

日程第6、議案第82号 奥多摩町過疎地域自立促進計画（平成28年度から平成32年度）の策定について、を議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 若菜 伸一君 登壇〕

○企画財政課長（若菜 伸一君） 議案第82号 奥多摩町過疎地域自立促進計画（平成28年度から平成32年度）の策定についてをご説明させていただきます。

提案の理由につきましては、奥多摩町の総合的かつ計画的な対策を実施し、自立促進を図るための過疎地域自立促進計画を定めるため、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。過疎地域につきましては、昭和 45 年に制定されました過疎地域対策緊急措置法以来、四次にわたり、10 年ごとに議員立法として制定された過疎対策立法のもとで、各種の対策が講じられてきており、現在の過疎地域自立促進特別措置法は、平成 12 年から 10 年間施行をされ、さらに、一部を改正する法律により、平成 32 年まで 11 年間延長され、現在まで引き続き過疎対策が実施されてきております。

この過疎地域自立促進特別法は、人口の著しい減少に伴って、地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して、低位にある過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講じることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正、及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としております。

当町におきましては、平成 8 年度に過疎地域に指定されて以来、現在まで、この地域指定を受け、自立促進計画に掲げたさまざまな事業を実施をしております。この計画に沿って行う事業につきましては、過疎対策事業債という起債の発行が可能となりますが、この起債につきましては、借り入れた資金の元利償還の 7 割は翌年度以降の地方交付税に算入をされるため、実質 3 割の返済となることから、財政運営上、大変有利なものとなっております。

町では平成 18 年度から 27 年度までの 10 カ年をかけて整備をしております奥多摩処理区公共下水道事業につきましても、この有利な過疎債を最大限活用し、事業を実施しております。

今回の過疎地域自立促進計画の期間は、法律の期限に合わせ平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 カ年となります。

それでは、この過疎地域自立促進計画の全体構成でございますが、計画書の目次をお開きください。全体を、10 項目の分類をしております。

1、基本的な事項、2、産業の振興、3、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、4、生活環境の整備、5、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、6、医療の確保、7、教育の振興、8、地域文化の振興等、9、集落の整備、10、その他地域の自立促進に関し必要な事項とし、それぞれの項目ごとに現状と問題点、その対策を記述し、あわせて事業計画を掲載してございます。

この計画事業につきましては、第5期奥多摩町長期総合計画に位置づけた事業をもとといたしまして、過疎対策事業債の対象となり得るものを主に掲載をしておりますが、5年間の計画期間中におきまして、法律や制度の改正、あるいは時代の変化により、新たな事業の追加、あるいは内容の一部を変更する場合は、改めて議会の議決をいただいた上、東京都を經由いたしまして、国に提出することで、過疎対策事業債の対象とすることが可能となります。

以上で、提案のご説明を終わります。ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第82号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第82号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第82号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第6、議案第82号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第82号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第83号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を議題とします。これより、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 井上 永一君 登壇〕

総務課長（井上 永一君） 議案第83号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行を踏まえ、個人番号を独自利用する事務について、必要な事項を定める必要があるためでございます。平成25年5月31日に行政手続における特定の個人を

識別するための番号の利用等に関する法律、以下、これを番号法と呼ばさせていただきますけれども、が公布され、住民票を有する全ての方に、12桁の個人番号が付番される個人番号制度、いわゆるマイナンバー制度が導入され、現在住民票を有する全ての方にマイナンバーの通知カードが送付され、平成28年1月から順次、社会保障、税、災害対策の分野の行政手続において、マイナンバーを利用した事務の開始、申請された方への個人番号カードの交付開始、平成29年1月から国の行政機関の間でマイナンバーを利用した情報のやりとりが、平成29年7月から地方公共団体と他の行政機関等との間で、マイナンバーを利用した紹介、提供等の情報のやりとりが開始され、マイナンバー制度の本格運用が開始されることとなっております。

この個人番号を利用することで、社会保障、税、災害対策等の行政手続において、国、地方公共団体等複数の機関が保有する個人の情報を正確に連携させることができるようになり、情報の連携を行うことで、年金や福祉給付等の申請時に必要な所得証明書等の添付書類を削減し、住民の利便性を高め、行政事務を効率化することが可能となります。

番号法では、国、都道府県や地方公共団体の機関との情報連携は、法に定められた事務において、国が設置、管理する情報提供ネットワークシステムを介して行うことができますが、市町村等が、法に定められていない独自の行政サービスを実施している事務において、個人番号を利用する場合や、個人番号を利用している事務において、町内の同一機関内、町長部局の税担当と福祉担当等の間などで個人番号をその内容に含む個人情報の連携を行う場合は、条例を定める必要があります。

また、町内の他機関、町長部局と教育委員会、あるいは選挙管理委員会等との間で、個人情報の連携を行う場合も、同様に条例で定める必要がございます。

このようなことから、社会保障、税、番号制度のメリットをより高め、町の内部での個人番号を利用した情報の連携を可能とするため、条例を制定するものでございます。

それでは、新設条例ですので、この条例の要旨をご説明させていただきます。1枚おめくりください。

第1条は、趣旨として番号法の規定に基づき、個人番号等の利用及び提供について、必要な事項を定めることを規定するものでございます。第2条は、定義として、この条例で規定する用語の意義について定義するものでございます。第3条は、町の責務として、個人番号等の利用及び提供について、適正な措置を講ずるとともに、地域の特性に応じた施策を実施することを定めております。第4条は、個人番号の利用範囲として、番号法第9条第2項に、町等の執行機関は、法に規定された法定事務以外の事務のうち、福祉、保健、

医療などの社会保障、税、災害対策に関する事務で、条例で定めるものの処理については、特定個人情報を事務処理に必要な限度で利用できると規定されております。

具体的には、1枚おめくりいただきまして、別表の第1、これは独自利用する事務について定めたものでございます。及び別表第2、これにつきましては、庁内連携により利用する特定個人情報に定める事務について、別表第2の右欄の特定個人情報を利用しようとするものでございます。

今後は、事務内容を精査し、必要な事務を規定していくこととなりますが、今回は1つの事務を規定させていただいております。本文にお戻りください。

第4条第3項では、法別表第2に定められている法定事務についても庁内の連携により、個人情報を閲覧しているものがあるため、条例で定める個人番号の利用事務として規定するものでございます

また、第4項では、他の条例等の規定により、情報を利用するに当たり、申請書等の書類の提出を義務づけられている場合においても、別表第2の事務を処理するに当たり、第2項の規定で、庁内連携により当該書類と同一の内容を情報照会できる場合は、条例に規定する当該書類の提出があったものとみなすことから、書類の提出を要しないことを定めたものでございます。

1枚おめくりいただきまして、第5条でございますが、第5条は、特定個人情報の提供として、番号法第19条に、特定個人情報を提供できる場合の1つとして、第10号に、町が条例で定めるところにより、町の他機関、教育委員会、議会、選挙管理委員会等の執行機関へ、またその逆に執行機関から町へ、事務を処理するため特定個人情報を提供できるとされていることから、その規定を定めるものでございます。

別表第3に、その内容を明記するものでございますけれども、現在のところ情報の提供をする予定がないことから、今回の条例では規定はされておられません。今後、提供等をする必要が出た場合に、条例の改正により規定をさせていただきます。

第6条は、委任といたしまして、条例を施行する上で必要な取り決め事項は町長が別に定めることを規定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、マイナンバーの利用が開始される平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項、第3項及び第4項の規定は、番号法別表第2の施行の日から施行するもので、この日は今後、政令で定めることとなりますが、地方公共団体と他の行政機関等との間でマイナンバーを利用した照会、提供等の情報のやりとりが開始される平成29年7月1日となる予定でございます。

以上で、議案第 83 号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、説明は終わりました。

これより、ただいまの上程の議案第 83 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

5 番、石田議員。

○5 番（石田 芳英君） 5 番、石田でございます。1 点ご質問させていただきたいと思っております。

この条文には直接関係はないんですけども、先日マイナンバー通知カードが発送されてきて、報道によりますと、かなり返却というか、何らかの理由で返却があったというのを新聞報道でありますけど、奥多摩町の場合は、そういう事例があったのかどうかということと、あとはそういうことがあった場合には、どのように対応されているかということちょっと、わかる範囲内で結構ですので、お願いしたいと思います。

○議長（須崎 眞君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 5 番、石田議員のご質問にお答えいたします。

町では、この通知カードを総計で 2,730 通送付をしたところですが、今日現在、こちらに戻ってきた相手の行き所がないですとか、そういう部分で戻ってきた通数が 188 通ございました。そのうち、死亡、転出、あるいは窓口交付で既に 38 件の方が受け取りに来ているということで、現在のところ、手元に持っている数が 123 件ということでございます。

これも 12 月になって戻ってきておまして、今それぞれ返却のあった方とのやりとりをしておりますので、順次こちら辺も数は減っていくものと思われまして。

○議長（須崎 眞君） 1 番、大澤由香里議員。

○1 番（大澤由香里君） 1 番、大澤です。先ほど町長から普及に努めるようにという話がありましたけれども、町としては今後の利用範囲の拡大について、どのように考えていらっしゃいますか。

○議長（須崎 眞君） 総務課長。

総務課長（井上 永一君） 1 番、大澤由香里議員のご質問にお答えいたします。

マイナンバーカードを独自利用でいろいろなものに使っていただけるということで、報道等、あるいは法のほうでもそういった決めがございまして、具体的には町で行くと、印鑑登録証ですとか、図書館の利用券、あるいは病院の診察券等そういうものもカードの中に埋め込んで利用できるということが考えられますけれども、今のところ具体的にどの事務に利

用していこうという部分は、考えはございません。

ただ、今後、今、情報連携等は西多摩4町村でいろいろな部分で毎月会議をしながら、電算処理の関係ですとか、いろいろとやっております。また、東京都の市町村のそういう集まりの中でも、いろいろな部分でこう検討しております、今後他の状況を見ながら、またほかと連携を取れるようなものについては、独自の利用ということで考えてまいりたいと思います。

ただ、その独自利用する場合には、今回上程させていただきました条例の改正が必要となるということがございますので、その際にはまた議案を上程させていただき、ご審議をいただきたいというふうに考えております。

○議長（須崎 眞君） よろしいですか。はい、1番。

○1番（大澤由香里君） 1番、大澤です。ご答弁は必要ありませんが、この後、討論をするようであれば、そこで意見を述べさせていただきたいのですが、ないようでしたら、ここで意見を述べさせていただきたいんですけど、よろしいでしょうか。

○議長（須崎 眞君） では、後ほどの討論のときをお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第83号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第83号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

1番、大澤議員。

○1番（大澤由香里君） 意見を述べさせていただきたいと思います。

ただいまの説明で、町の独自利用拡大は、今のところ考えていないということで安心をいたしました。しかし、今後、自治体連携開始後は、拡大する可能性があるとのこと。利用範囲を広げれば広げるほど、漏えいのリスクも高まります。また、個人情報情報を行政や国が蓄積し活用することは、憲法に保障された国民のプライバシー権を侵害するものです。私は、マイナンバー制度の持つ重大かつ根本的な問題から本条例に反対の態度を表明します。

○議長（須崎 眞君） 次に、議案第83号について、賛成の議員の討論がありますか。

8番、原島 幸次議員。

○8番（原島 幸次君） 8番、原島でございます。

私としては、国で決めて、全部どこの自治体でもやってるというふうなことなもので、また今、課長から広げる場合には、新たな条例によってまたやるということでございます。

私としては賛成したいと思います。以上です。

○議長（須崎 眞君） 次に、議案第 83 号について反対の議員の討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） なしと認めます。

以上で、議案第 83 号の討論を終結いたします。

これより採決いたします。

日程第 7、議案第 83 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第 83 号については、原案のとおり可決いたしました。

お諮りします。会議の途中であります。ここで暫時休憩にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時 15 分より再開いたします。

午前 11 時 05 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

○議長（須崎 眞君） 次に、日程第 8、議案第 84 号 奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより提案理由の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 宮田 昭治君 登壇〕

○住民課長（宮田 昭治君） 議案第 84 号 奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、提案のご説明をいたします。

理由、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が、平成 27 年 9 月 30 日に公布されたことに伴い、規定を整備する必要があるため、平成 27 年 3 月 31 日に専決により交付した奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、平成 27 年 7 月 17 日付で、総務省から、地方税分野の各手続における個人番号、法人番号の利用について通知があり、地方団体からの意見等を踏まえ、改正した第 2 条関係について改正することとなりました。

内容につきましては、納付書、納入書に、法人番号を記載しないということとするものでございます。また、その他の改正は番号法に係る文言についての改正でございます。

条例説明文もございますが、新旧対照表によりご説明申し上げます。

新旧対照表の1ページをお開きください。第1条中の第2条第2号中、及び第3号中の改正規定を削り、同条第35条の2第9項の改正規定中の法人番号の次に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号及び以下、町民税について同じを加え、同条第62条の2第1項第1号の改正規定中または法人番号の次に、同条第15項に規定する法人番号及び以下、固定資産税について同じを追加し、同条例第91条第2項第2号についても同法第2条第15項に規定する法人番号を追加するもので、次の2ページの上段になります同条の第142条の3第2項中及び次の第162条第1号中では、同条第15条に規定する法人番号以下、この号において同じを追加するもので、附則第1条第4号中、第2条第2号及び第3号を削除します。附則として、この条例は、平成28年1月1日から施行する。

以上で、議案第84号 奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、提案のご説明を終わります。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 説明は終わりました。これより、ただいま上程の議案第84号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第84号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第84号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決いたします。

日程第8、議案第84号について、原案に賛成の議員は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第84号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第85号 奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 宮田 昭治君 登壇〕

○住民課長（宮田 昭治君） 議案第 85 号 奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案のご説明をいたします。

理由、地方税法等の一部を改正する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。条例説明文もございますが、新旧対照表よりご説明を申し上げます。

新旧対照表の 3 ページをお開きください。奥多摩町国民健康保険税条例、国民健康保険税の減税、第 22 条第 2 項中「納期限前 7 日」を「納期限（前 7 日）」に改め、同項第 1 号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）」に改めるものでございます。附則として、この条例は平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

以上で、議案第 85 号 奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案のご説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（須崎 眞君） 以上で、説明は終わりました。これより、ただいま上程の議案第 85 号の質疑を行います。質疑はありますか。

1 番、大澤由香里議員。

○1 番（大澤由香里君） 1 番、大澤です。

この条例が制定された場合ですけれども、番号を記載した申請書等を提出する場合には、本人確認が求められ、通知カードなどの提示が必要となりますか。

○議長（須崎 眞君） 住民課長。

○住民課長（宮田 昭治君） この番号につきましては、今のところ任意ということでございますので、現在、証明としましては、写真による証明で、運転免許証あるいはパスポート、あるいは住基カードを提示していただいております。

そういうものがない方につきましては、それ以外の健康保険証、あるいは医療証、あるいは診察券などを提示していただくというようなことで、今のところ対応するというように考えております。以上です。

○議長（須崎 眞君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 85 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 85 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決いたします。

日程第9、議案第85号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。よって、議案第85号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第86号 奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。これより、提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

[福祉保健課長 清水 信行君 登壇]

○福祉保健課長(清水 信行君) 議案第86号 奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号(平成25年法律第27号)の利用に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第28号)の施行に伴い、介護保険法施行規則が改正され、届出等の申請事項に個人番号が追加されたため、規定を整備する必要があるためでございます。条例の改め文もございしますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。

新旧対照表の4ページをごらんください。第19条、保険料の徴収猶予の申請に関する規程におきまして、これまで氏名及び住所を記載することとされておりましたが、提案理由にもございます法律の施行に伴い、新たに個人番号を記載することを追加する規定でございます。

次に、第20条、保険料の減額または免除におきましても同様に、申請書に記載する氏名、住所に、新たに個人番号の記載を追加するものでございます。附則といたしまして、この条例は平成28年1月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第86号の説明を終了いたします。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(須崎 眞君) 以上で、説明は終わりました。これより、ただいま上程の議案第86号の質疑を行います。質疑はありますか。

1番、大澤由香里議員。

○1番(大澤由香里君) 1番、大澤です。この条例が制定された場合ですけれども、個

人番号が記載されていない書類が提出された場合、受理を拒否することはありますか。

○福祉保健課長（清水 信行君） 1 番、大澤議員のご質問にお答え申し上げます。

議案第 86 号の介護保険条例の一部改正の条例が可決され、平成 28 年 1 月 1 日から施行された場合についてのご質問でございます。

ご承知のとおり、介護保険制度は、厚生労働省を所管とする社会保険制度で、介護保険法に基づき実施しているものです。介護保険の利用に関する事項につきましては、実際に今、本人以外の事業者などが代行しているケースもありますし、さまざまなケースがございます。

マイナンバーの利用に関しましては、所管の厚生労働省から平成 27 年 10 月中を目途に、介護保険事務に関する個人番号の利用に関する留意点などをまとめた事務連絡として、示される予定でしたが、現時点ではまだ示されておりません。

そのため、拒否するかしないかというご質問につきましては、明確にお答えできませんので、厚生労働省からただいま申し上げた留意点が示された段階で対応したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 86 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 86 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 議案第 86 号について、異議がありましたので、これより討論を行います。

初めに、議案第 86 号について、反対の議員の討論を行います。

1 番、大澤由香里議員。

○1 番（大澤由香里君） 1 番、大澤です。

1 つの番号で、国民一人ひとりの個人情報をつなぎつけて活用するマイナンバー制度は、それを活用する側にとっては、極めて効率的なツールであることは確かですが、それは一人ひとりの個人情報が容易に名寄せ、蓄積されるということであり、ひとたびその個人情報が流出したり、悪用されたりすれば、甚大なプライバシー侵害や成りすましなどの犯罪が起こる危険性を飛躍的に高めることは明白です。

しかも、現政権は、まだ成功もしていないのに、国民の預貯金や健康診断情報など、民

間機関が扱う情報にも拡大する法案の成立を目指しています。さらに、カルテや診療報酬明細など医療情報、戸籍や旅券、自動車登録など、次々と拡大する方針を打ち出しています。

政府は、被害が起きないように対策はとっているとありますが、どんなにセキュリティーシステムを強化しても、100%情報漏えいを防ぐ完全なシステムの構築は不可能であり、年金番号の流出事件が示すように、意図的行為や、操作の誤りでの情報流出の危険性は否めません。

それは、日本に先駆けて導入している諸外国の例を見れば明らかです。1935年に、社会保障番号を導入したアメリカでは、現在でも、番号取得は任意ですが、就職、運転免許、クレジットカード、医療カルテなどあらゆる場面で提示、提供が求められるため、半強制的に共通番号が広がっています。

また、韓国では、1962年に住民登録法を制定。スパイ対策として住民登録番号をつくり、2012年の個人情報保護法施行まで共通番号として広く普及しました。

その結果、アメリカと韓国では、共通番号と個人情報がセットで大量流出し、プライバシー侵害、犯罪利用、なりすまし被害が横行し、社会問題になっています。

2014年には、アメリカで、1,200万人以上の人になりすまし詐欺の被害に遭っています。身分証明者の偽造だけでなく、さまざまな手口が使われており、なりすましを防げない状態です。IT先進国といわれる国の政府機関や、大企業ですら情報漏えいは防げず、共通番号を見直す方向が進められています。

マイナンバー制度によって、各種行政手続等の手間が省け、効率がよくなる、便利になると言われています。しかし、税金、健康保険、国民年金、高額医療費申請など、個人番号の記載が求められることになる各種の手続において、納税者、被保険者等である住民へのメリットはそれほどなく、専ら行政サイドの利便性の向上に限られます。

また、従業員を雇用する事業者は、従業員とその扶養となっている家族の個人番号の管理を求められることとなります。これまでのセキュリティーでは足りないため、新たな安全管理措置をとらなければならない、そのための費用は、現状では全て事業者の負担となります。その上、万一情報が漏えいした場合には、その責任を問われる可能性もあり、事業者にとっては、リスクばかりの制度になりかねません。

以上、申し述べましたように、住民にとってメリットがほとんどない一方、余りにもリスクが大きく、自治体、事業者にとっても大きな負担となる制度であるマイナンバー制度は、中止、断念すべきです。マイナンバー制度を中止しても、住民生活には何の支障もあ

りません。莫大な費用や手間をかけて、わざわざ住民のプライバシーを重大な危険にさらす共通番号を導入するより、今あるシステムを活用して業務の効率化、適正化を図り、住民の利便性を高めるために職員の知恵と労力は使われるべきです。したがって、マイナンバー法に付随した条例である本議案について、私は反対であることを表明いたします。

○議長（須崎 眞君） 賛成討論はありますか。よろしいですか。

以上で、議案第 86 号の討論を終結いたします。よって、これより採決します。

日程第 10、議案第 86 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第 86 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 11、議案第 87 号 奥多摩町農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止する条例を議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。

観光産業課長。

〔観光産業課長 原島 滋隆君 登壇〕

○観光産業課長（原島 滋隆君） 議案第 87 号 奥多摩町農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止する条例につきまして、提案のご説明をさせていただきます。

提案の理由でございますが、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員の公選制が廃止されたことから、農業関係の組織を見直すため、この条例を廃止する必要があるためでございます。次のページをごらんください。

内容でございますが、奥多摩町農業委員会の選挙による委員の定数条例は廃止するものでございます。今回の農業委員会等に関する法律の改正は、平成 27 年 8 月 28 日、可決成立し、平成 28 年 4 月 1 日から施行されます。この改正では、従来は農業委員会選挙により、選出しておりました農業委員の公選制を廃止し、今後は、市町村長が市町村議会の同意を得て、任命を行うこととなりました。

また、平成 16 年に改正された同法の規定によりまして、農業委員会を設置しなければならない市町村の農地面積の要件につきましては、90 ヘクタール以上の市町村から 200 ヘクタール以上の市町村に改められました。

この改正によりまして、農地面積が 149 ヘクタールの当町は、平成 16 年度以降農業委員会の設置は任意となっております。奥多摩町農業委員会は、町が発足しました昭和 30 年から、同法の規定に従い設置し、以来、平成 16 年の法改正以降も引き続き農業委員会を組織

し、業務の大きな柱でございます農地法による転用等の申請に伴う審査、農業振興の業務を担ってまいりました。

しかし、近年は農地法による申請も平成 25 年度は 11 件、平成 26 年度は 4 件、今年度は 11 月末までに 2 件と少ない状況となっており、毎月開催しております総会回数を下回る状況となっております。このため、効率的な審査事務及び農業振興業務を行うため、奥多摩町農業委員会を平成 28 年 3 月 31 日をもって廃止し、平成 28 年 4 月 1 日からは、新たに農業関係者、町、東京都関係者等を委員として、(仮称)奥多摩町農業推進協議会を設置し、必要な業務を行う考えです。

なお、この審査及び業務の方法は、既に檜原村が平成 11 年より行っているところです。また、現在の農業委員は、平成 27 年 11 月末までが任期でございましたが、同法の改正による経過措置としまして、平成 28 年 3 月 31 日まで延長されることとなっております。附則といたしまして、この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で、議案第 87 号の説明を終わらせていただきます。ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(須崎 眞君) 以上で、説明は終わりました。これより、ただいま上程の議案第 87 号の質疑を行います。質疑はありますか。

8 番、原島 幸次議員。

○8 番(原島 幸次君) 8 番、原島 幸次でございます。1 点だけお聞きしたいんですが、今まで農業委員会でやった農転申請なんですが、今、課長が申しあげましたように奥多摩町農業推進協議会というものが設立されて、そちらのほうで農転をかけるのか、あるいはもう奥多摩は農転が必要ないのか、その辺をちょっとお聞きできればと思います。

それから、何人ぐらいのメンバーでやるつもりなのか。今までの農業委員は、6 人かぐらいだったんですが、今後は推進協議会のほうが何人ぐらいで発足する予定なのか、ちょっとお伺いできればと思います。

○議長(須崎 眞君) 観光産業課長。

観光産業課長(原島 滋隆君) 8 番、原島議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、農地法に係る各種申請の関係についての審査でございますが、こちらにつきましては、農業委員会に変わる組織としまして、農業推進協議会、こちらのほうで現地確認、そして会議によりまして、内容を審議の上、承認等の決定をしていくというようなプロセスになります。

それから、メンバーと人数ということでございますが、現在は農業委員は 7 名で実施を

しているところです。基本的には、当初は今の農業委員さんに残っていただきたいというところではございますが、非常に年齢が高くなってきてございまして、7名の現時点での平均年齢が77歳ということになってきております。ですので、そういった方の中で、極力残っていただきながら、あとは東京都の農業関係の職員、そして現在考えておりますのは、町の副町長、そして総務課長、私というようなメンバーで検討していきたいというようなことでございます。以上です。

○議長（須崎 眞君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第87号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第87号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） よって、これより採決いたします。

日程第11、議案第87号について、原案に賛成の議員は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第87号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第88号 訴えの提起についてを議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 若菜 伸一君 登壇〕

○企画財政課長（若菜 伸一君） 議案第88号 訴えの提起について、提案のご説明をさせていただきます。

提案の理由につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定によりまして、訴えを提起することについて議会の議決を求めるものでございます。

1、訴えの要旨は、99カ年地上権設定地の期間満了に伴う地上権抹消登記について承諾を得られない登記義務者を相手方といたしまして、不動産登記法第63条の規定に基づき、裁判所の認容の判決による抹消登記を行うために訴えを提起するものでございます。

2、訴える相手方は、99カ年地上権抹消登記義務者、別紙に掲げる者でございます。

3、管轄裁判所は、東京地方裁判所立川支部でございます。

本議案につきましては、延べ 92 名を相手方とし、訴訟により抹消登記を行うため訴えを提起するものでございます。この抹消登記の訴訟の委託先は、公益社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会とし、進めてまいります。

なお、本件は訴訟というかたちはとりますが、既に権利は存続期間満了により消滅していることから、相手方の出廷がなくとも裁判所の認容の判決に基づき、事務的に抹消登記が行われるものでございます。

本事案につきましては、既に平成 26 年第 4 回奥多摩町議会定例会、ないし平成 27 年第 3 回定例会まで、4 回にわたり、延べ 978 名を相手方とし、訴えの提起をご決定をいただいているところでございますが、これに今回の 92 名を加えますと、延べ 1,070 名となります。

現在、訴状は順次裁判所へ提出しておりますが、被告が多人数に及ぶこと、また、1 つの筆に、複数の地上権があることなどから、5 名の裁判官で手分けをしてご担当いただき、それぞれの法廷におきまして、並行して審議を重ねているところで、訴訟後の承諾書の提出者を除き、現在まで延べ訴訟件数が 80 件、654 名の方を訴えております。

なお、別紙の訴える相手方、2 ページ目の下方をごらんをいただきたいと存じます。氏名のところに亡木崎シゲ相続財産とございますのは、相続人がいないための措置で、別途裁判所に申し立てを行い、裁判所において相続財産管理人を選任し、訴訟手続を進めていくものでございます。

今後につきましても、残る住所不明の方、あるいは相続権の不明の方などの調査を継続して行いまして、抹消事務を続行してまいりますので、ご理解をお願いしたいと存じます。

たび重なる上程となりますが、ご審議を賜り、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。ご提案の説明とさせていただきます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、説明は終わりました。これより、ただいま上程の議案第 88 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 88 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 88 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 12、議案第 88 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。よって、議案第 88 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 13、議案第 89 号 小丹波地内若者住宅建設工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

[企画財政課長 若菜 伸一君 登壇]

○企画財政課長(若菜 伸一君) 議案第 89 号 小丹波地内若者住宅建設工事請負契約の変更についてをご説明させていただきます。

提案の理由につきましては、平成 27 年 6 月 10 日に締結したこの契約について内容の一部に変更が生じたことに伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例(昭和 39 年条例第 16 号)第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本契約につきましては、平成 27 年、第 2 回奥多摩町議会定例会におきまして、議案第 61 号 小丹波地内若者住宅建設工事としてご決定をいただきました請負契約の一部について、次のとおり変更させていただくものでございます。

1、変更前の金額は、2 億 2,356 万円でございます。2、変更後の金額は、2 億 2,664 万 9,880 円となります。3、契約の相手方は、東京都西多摩郡奥多摩町小丹波 45 番地、佐久間建設株式会社、代表取締役、佐久間一三氏です。

現在、変更仮契約を締結しておりますので、本日議決をいただきますと本契約となります。工事の概要につきましては、担当の課長よりご説明をさせていただきます。

ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いをいたします。

○議長(須崎 眞君) 地域整備課長。

○地域整備課長(須崎 政博君) それでは、議案第 89 号の工事概要につきましてご説明させていただきます。2 ページ目をお開きください。

工事件名は、小丹波地内若者住宅建設工事(第 1 回設計変更)でございます。工事場所につきましては、奥多摩町小丹波 627 番地 9 他。変更理由でございますが、安全対策のため、落石防護柵設置工事を追加するものでございます。また、住宅敷地内に駐車場のスペースを確保し、利用者の利便性を図るために、防火水槽を撤去するものでございます。そのほか、現場精査の結果により変更するものでございます。

変更概要につきましては、落石防護柵設置工（ベースプレート式）が、29メートルの増となります。落石防護柵設置工、これにつきましては、基礎型のタイプとなります。6.5メートルの増でございます。防火水槽の撤去、1式の増でございます。

次のページをお願いいたします。赤い部分が、変更箇所となります。

以上で、議案第89号の説明を終わります。ご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 以上で、説明は終わりました。これより、ただいま上程の議案第89号の質疑を行います。質疑はありますか。

1番、大澤由香里議員。

○1番（大澤由香里君） 1番、大澤です。増額の理由が、落石防護柵設置工事を追加するものとなっておりますが、工事関係の方のお話ですと、普通防護柵は最初からつけるものと伺いました。追加となった理由をお聞かせください。

○議長（須崎 眞君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） 1番、大澤由香里議員のご質問にお答えいたします。

小丹波若者住宅建設工事は、東京都の安全条例、建築基本条例の関係法令を遵守し、安全対策を考慮した上で、建設を進めてまいりました。また、本工事の建設費は、土砂災害警戒区域であり、老朽化した落石防護柵の設置がなされております。

この変更は、この落石防護柵を新たに設置するものでございます。当初設計では、落石防護柵設置工事は、協議事項となっております。落石防護予定箇所が最上段の建設するA棟の重機搬入のため、仮設路になっていることから、工事進捗後の地形状況などを考慮した上、構造検査、施工性、コスト比較などを検討する必要があったため、検討の結果、工事全体の工程を含めて、当初予算枠の中で変更となったものでございます。ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（須崎 眞君） ほかに質疑はありますか。

4番、小峰陽一議員。

○4番（小峰 陽一君） 4番、小峰です。防火水槽が撤去されるということで、せっかくあるものを有効に使うというようなことで考えられなかったのでしょうか。また、別にそういうものが新たに設置される予定はあるのでしょうか。お願いします。

○議長（須崎 眞君） 地域整備課長。

地域整備課長（須崎 政博君） 小峰陽一議員の質問にお答えいたします。防火水槽につきましては、旧小丹波地内の部落水道となっております。もう老朽化が進んでおりまし

て、危険な状況でございますので、その小丹波の工事敷地内にある駐車場のスペースも確保しなければいけないという状況でございますので、あわせて老朽化して、防火水槽については、撤去して安全確保を図るものでございます。また、撤去後につきましては、地域消防団との関連もございますので、消防団の意見も取り入れまして、近隣の場所に設置する予定でございます。

○議長（須崎 眞君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 89 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 89 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 13、議案第 89 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第 89 号については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中であります。ここで暫時休憩にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、午後 1 時 0 分から再開いたします。

午前 11 時 57 分 休憩

午後 01 時 00 分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第 14、議案第 90 号 名坂線林道開設工事請負契約の変更についてを議題とします。これより、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 若菜 伸一君 登壇〕

○企画財政課長（若菜 伸一君） 議案第 90 号 名坂線林道開設工事請負契約の変更についてをご説明いたします。提案の理由につきましては、平成 27 年 6 月 10 日に締結したこの契約について、内容の一部に変更が生じたことに伴い、議会の議決に付すべき契約及び

財産の取得、または処分に関する条例（昭和 39 年条例第 16 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本契約につきましては、平成 27 年第 2 回奥多摩町議会定例会におきまして、議案第 62 号 名坂線林道開設工事としてご決定をいただきました請負契約の一部につきまして、次のとおり変更させていただくものでございます。

1、変更前の金額は、6,684 万 4,440 円でございます。2、変更後の金額は、7,878 万 7,080 円となります。3、契約の相手方は、東京都西多摩郡奥多摩町小丹波 45 番地、佐久間建設株式会社、代表取締役、佐久間一三氏です。現在、変更仮契約を締結しておりますので、本日議決をいただきますと、補正予算の決定をもって本契約となります。

工事の概要につきましては、担当の課長よりご説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 地域整備課長。

地域整備課長（須崎 政博君） それでは、議案第 90 号の名坂線林道開設工事の変更概要についてご説明させていただきます。

工事件名につきましては、名坂線林道開設工事（第 1 回設計変更）でございます。工事の場所につきましては、奥多摩町大丹波地内 839 番先でございます。変更理由につきましては、今年度工事延長 300 メートルを予定しておりましたが、現地精査の結果、当初設計との差異や掘削した結果、地山の状態が悪く、今後崩壊が予想される山側の箇所につきましては、設計変更を行うものでございます。また、今年度の工事終点部分で危険が生じるおそれがあり、路側の安定を図るために工事終点の延伸を行い、安全を図るものでございます。変更に合わせて工期も延伸するものでございます。

変更概要でございますが、土工につきましては 437 立米の増となるもので、種子吹付工につきましては、483.7 平米の減となり、モルタル吹付工については、522 平米の増。L 型擁壁につきましては、6.3 メートルの増となるものでございます。

工期につきましては、平成 28 年 2 月 10 日から平成 28 年 3 月 14 日に延伸いたします。

次のページをお願いいたします。平面図が 2 枚ございます。1 枚目、2 枚目とも、変更の平面図となりますので、赤書きが、各種増工数量となります。黄色い部分が、変更前数量となります。

以上で、議案第 90 号の説明を終わります。ご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 以上で、説明が終わりました。これより、ただいま上程の議案

第 90 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) 質疑なしと認めます。以上で、議案第 90 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 90 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決いたします。

日程第 14、議案第 90 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。よって、議案第 90 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 15、議案第 91 号 女夫橋補修工事請負契約の変更についてを議題とします。これより、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

[企画財政課長 若菜 伸一君 登壇]

○企画財政課長(若菜 伸一君) 議案第 91 号 女夫橋補修工事請負契約の変更についてをご説明いたします。

提案の理由につきましては、平成 27 年 9 月 9 日に締結したこの契約につきまして、内容の一部に変更が生じたことに伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例(昭和 39 年条例第 16 条)第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本契約につきましては、平成 27 年第 3 回奥多摩町議会定例会におきまして、議案第 71 号 女夫橋補修工事としてご決定をいただきました請負契約の一部につきまして、次のとおり変更させていただくものです。

1、変更前の金額は、5,647 万 9,680 円でございます。2、変更後の金額は、6,427 万 2,960 円となります。3、契約の相手方は、東京都西多摩郡奥多摩町氷川 1432 番地 1、有限会社井上土建、代表取締役井上利則氏でございます。

現在、変更仮契約を締結しておりますので、本日議決をいただきますと、補正予算のご決定をもって本契約となります。工事の概要につきましては、担当の課長よりご説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長(須崎 眞君) 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） それでは、議案第 91 号 女夫橋補修工事の変更概要につきまして、ご説明させていただきます。

工事件名につきましては、女夫橋補修工事（第 1 回設計変更）でございます。工事の場所につきましては、奥多摩町氷川 1790 番地でございます。

変更理由につきましては、現地着手後足場を設置し、細部を確認した結果、腐食、劣化の進行度合いが詳細に確認されました。当初設計の剥落防止では不十分なため、増額変更を行い、また現地精査の結果、塗装面積を増工するものでございます。変更に伴い、工期も延伸するものでございます。

変更の概要につきましては、剥落防止工を 24 平米の増。塗装塗替工 177 平米の増。工期につきましては、平成 28 年 2 月 10 日から平成 28 年 3 月 14 日と延伸いたします。次のページをお願いいたします。

補修一般図となります。黄色い部分が当初設計数量、赤い部分が変更数量となります。以上で、議案第 91 号の説明を終わります。

ご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 以上で、説明は終わりました。これより、ただいま上程の議案第 91 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 91 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 91 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 15、議案第 91 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第 91 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 16、議案第 92 号 奥多摩町監査委員の選任の同意を求めることについてを議題とします。ここで、審査の対象となる 10 番、師岡伸公議員には審議が終了するまで、退席を求めます。

これより、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 井上 永一君 登壇〕

○総務課長（井上 永一君） 議案第 92 号 奥多摩町監査委員の選任の同意を求めることにつきまして、提案のご説明を申し上げます。下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会のご同意を求めるものでございます。

住所、東京都西多摩郡奥多摩町小丹波 379 番地 1。氏名、師岡伸公。生年月日、昭和 28 年 12 月 8 日生まれでございます。

提案の理由でございますが、議員の内から選任した監査委員、原島幸次氏は、平成 27 年 11 月 30 日をもちまして任期が満了となりましたので、その後任として師岡伸公氏を選任しようとするものでございます。

1 枚おめくりいただきまして、師岡伸公氏の学歴、職歴、公職歴につきましては、お手元の略歴書のとおりでございます。

師岡伸公氏は人格が高潔であると同時に、非常に幅広い識見をお持ちの方で、当町の財務管理を初め、事業の経営管理や行政運営について、適切なお指導、ご助言をいただく監査委員として適任でございますので、議会のご同意をお願いするものでございます。ご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。

○議長（須崎 眞君） 以上で、説明は終わりました。これより、ただいま上程の議案第 92 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 92 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 92 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

なお、採決は無記名投票により行います。議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（須崎 眞君） ただいまの出席議員は 10 名であります。次に、開票立会人を指名します。会議規則第 30 条第 2 項の規定により開票立会人に、5 番 石田芳英議員、6 番 宮野亨議員を指名します。

投票用紙を配付させます。投票用紙の配付漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(須崎 眞君) 異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

日程第 16、議案第 92 号 師岡伸公議員を奥多摩町監査委員に選任することについて、これに同意することを可とする議員は賛成に、否とする議員は反対に丸印を表示の上、投票箱に投票願います。それでは 1 番 大澤由香里議員から順次投票願います。

(投票)

○議長(須崎 眞君) 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

続いて、開票を行います。石田芳英議員、宮野亨議員に立ち会いをお願いします。

(事務局開票作業)

○議長(須崎 眞君) それでは、投票の結果を報告します。投票総数 10 票、有効投票 10 票、有効投票中、賛成 10 票、反対 0 票、以上のおり賛成が多数であります。よって、師岡伸公議員を奥多摩町監査委員に選任することについては、これを同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(須崎 眞君) ここで、除斥となっておりました師岡伸公議員には除斥の対象から解除されましたので、着席を求めます。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。次の本会議は、予定は 12 月 15 日となっておりますので、明日 12 月 12 日から 14 日までの 3 日間は休会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) ご異議なしと認めます。よって、明日 12 月 12 日から 14 日までの 3 日間は休会とすることに決定しました。

なお、本会議 2 日目は、12 月 15 日午前 10 時より開議しますので、ご承知おきください。

本日は、これにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後 01 時 23 分 散会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員